

資料 1

阪南市健康診査等の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づく健康増進事業及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項の規定に基づく健康診断（以下「健康診査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(健康診査等の種類)

第2条 健康診査等の種類、対象者、実施場所及び実施方法は、別表に定めるところとする。

(受診回数)

第3条 健康診査等を受けることができる回数は、健康診査等の種類ごとに対象年度において1回とする。

(負担金)

第4条 健康診査等を受けようとする者は、健康診査等に要する費用の一部を負担金として納付しなければならない。

2 負担金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(納付方法)

第5条 負担金は、全て前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(免除)

第6条 市長は、健康診査等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
(単給、併給を問わない。)

(2) その他市長が特別な理由があると認める者

(委託)

第7条 市長は、健康診査等に係る事務の一部を一般社団法人泉佐野泉南医師

会、市立貝塚病院又は泉佐野泉南歯科医師会に委託することができる。

(その他)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

健康診査等の種類	対象者	実施場所	負担金の額 (円)
歯周疾患検診	市内に住所を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者	委託医療機関	無料
骨粗鬆症検診	市内に住所を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	阪南市立保健センター	500
肝炎ウイルス検診	市内に住所を有する40歳以上の者で過去に当該検診を受けていないもの	阪南市立保健センター	無料
健康診査	市内に住所を有する20歳以上39歳以下のもの、市内に住所を有する40歳以上74歳以下の者で健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第4号の特定健康診査非対象者(以下「特定健診非対象者」という。)、市内に住所を有する75歳以上の者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第51条第1号又は第2号に規定するもの	阪南市立保健センター	500
肺がん・結核検診 (胸部レントゲン検査)	市内に住所を有する40歳以上の者	阪南市立保健センター	500
胃がん検診(胃部エックス線検査)			500
大腸がん検診		阪南市立保健センター	無料

		健センター 及び委託医 療機関	
肺がん検診（喀痰検査）	市内に住所を有する 50 歳以上の者	阪南市立保健センター	500
胃がん検診（胃内視鏡検査）		委託医療機関	2,000
子宮がん検診（頸がん検診）	市内に住所を有する 20 歳以上の女性	阪南市立保健センター 及び委託医療機関	500
子宮がん検診（頸がん検診及び体がん検診）		委託医療機関	1,000
乳がん検診	市内に住所を有する 40 歳以上の女性	阪南市立保健センター 及び委託医療機関	500

備考 健康診査等の実施方法は、阪南市立保健センターにおいては市長が指定する日に集団健診（検診）により、第7条の規定により一般社団法人泉佐野泉南医師会、市立貝塚病院又は泉佐野泉南歯科医師会を通じて市長が委託する医療機関においては個別検診により実施する。

特定健康診査・阪南市国民健康保険若年健康診査

区分	内 容	
	診察	
	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
	自覚症状及び他覚症状	
基本項目	身体計測	身長
		体重
		腹囲
		B M I
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		H D L - コレステロール
		L D L - コレステロール
		nonHDL コレステロール（注 3）
	肝機能検査	G O T
		G P T
		γ - G T P
	血糖検査	空腹時血糖
		ヘモグロビンA 1 c
	腎機能検査	尿酸
		クレアチニン
		eGFR
	尿検査（注 2）	糖
		蛋白
詳細項目 (注 1)	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
	心電図検査	
	眼底検査	

（注 1） 詳細項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行う。

（注 2） 月経中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施しない場合も認めるが、尿検査以外の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は健診が未実施の扱いとなる。（この場合は、委託費用は支払われない。）

（注 3） 中性脂肪が 400m g / d l 以上である場合、又は食後採血の場合は LDL コレステロールに代えて nonHDL コレステロールに代えることができる。

石綿読影の精度に係る調査計画書

令和2年3月 制定

環境省環境保健部石綿健康被害対策室

目次

1. 背景
2. 目的
3. 実施体制
4. 参加対象者及び実施期間
5. 実施方法
6. 読影講習会
7. 報告

別紙 精密検査にかかる費用負担について

参考様式1 同意書

参考様式2 調査票

参考様式3 読影チェックシート(1次読影)

参考様式4 読影チェックシート(2次読影)

1. 背景

石綿関連疾患者数は今後も増加が予想されており、石綿による健康被害の早期発見、早期救済が課題である。このため、環境省では、効果的な石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討しており、平成27年度から令和元年度にかけては、「石綿検診（仮称）モデル」の実施に伴う課題等を検討するため、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施した。同調査の結果を踏まえ、令和2年3月には「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について（最終とりまとめ）」（石綿ばく露者の健康管理に関する検討会）が示され、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。

2. 目的

「石綿読影の精度に係る調査」（以下「読影調査」という。）は、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的とする。

3. 実施体制

読影調査は、読影調査への参加を希望する自治体（以下「参加自治体」という。）及び環境省（環境省から調査を請け負う事業者含む。）（以下「事務局」という。）において実施する。参加自治体は、環境省の委託を受けて、参加者の胸部エックス線画像について石綿関連疾患を念頭に置いた読影（以下「1次読影」という。）を実施し、事務局は石綿関連疾患について十分な知識を持った専門家による読影（以下「2次読影」という。）を実施する。1次読影と2次読影の結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。

4. 参加対象者及び実施期間

（1）参加対象者

下記条件を満たす者を参加対象とする。その他の要件については、参加自治体の判断で設定できるものとする。

- ①参加自治体が実施する調査の内容を理解し、同調査への協力に同意する者
- ②既存の胸部エックス線検査画像を参加自治体に提供可能な者

ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから、本調査の対象外とする。

(2) 実施期間

読影調査の実施期間は、令和2年度～6年度の5年間とする。

ただし、毎年度、読影調査結果を評価・検証し、読影調査継続の必要性を判断するため、5年を待たずに読影調査を終了することがある。

5. 実施方法

(1) 広報活動

参加自治体は、参加者の募集に関して、ホームページへの案内文の掲載、医療機関や各保健センター等へのチラシの配布、既存検診の案内へのチラシの折り込みなどの広報活動を行う。

(2) 受付、問い合わせ対応

参加自治体は、電話、FAX等複数の手段によって、参加者の受付や問合せに対応する。

参加者に対しては、インフォームドコンセントに注意し、読影調査の説明を行った上で、同意書（参考様式1）により同意を取る。

(3) 石綿ばく露の把握

参加自治体は、（4）石綿関連疾患の評価を行う際の参考情報として、調査票（参考様式2）を用いて、参加者の石綿ばく露の状況を把握する。

(4) 石綿関連疾患の評価

(ア) 胸部エックス線検査画像等の取り寄せ及び1次読影

参加自治体は、参加者の胸部エックス線検査画像及び検査結果を取り寄せる。なお、既存検診から取り寄せを行った場合は、既存検診の自己負担分に相当する額及び取り寄せ費用について、読影調査の委託費で負担することができる。

次に、参加自治体は、読影委員会を設置する、医療機関に再委託するなどの方法により、上記画像について1次読影を行う。1次読影では、1次読影チェックシート（参考様式3）を用いて、画像所見等の有無の確認や石綿読影による判定を行う。なお、1次読影を行う際は、既存の胸部エックス線撮影日からなるべく間を空けずに実施するよう努めることとする。

参加自治体は、1次読影実施者の調査票、胸部エックス線検査画像、1次読影チェックシート及び1次読影時のその他参考資料（以下「自治体資料一式」という。）を事務局に送付する。

参加自治体は、1次読影の結果「要精密検査」と判定された者に対して、石綿読影の結果を通知し、速やかに精密検査を受診するよう勧奨する。ただし、その際、

別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明すること。

(イ) 2次読影

事務局は、1次読影実施者の内1次読影の結果「精密検査不要」と判定された者について、石綿関連疾患について十分な知識を持った専門家に依頼し、2次読影を行う。2次読影では、2次読影チェックシート（参考様式4）を用いて画像所見等の有無や石綿読影による判定を行う。

事務局は、2次読影の結果（2次読影チェックシート等）について、参加自治体に書面で通知するとともに、参加自治体に確認の上、必要に応じて自治体資料一式を返送する。

なお、事務局は、自治体資料一式を返送する場合は、返送前にコピーを取り保管し、読影調査の取りまとめや「有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査」や検査画像を活用した事例集の作成等、石綿ばく露者の健康管理対策のための事業において利用する場合がある。

参加自治体は、事務局からの2次読影の結果の通知を踏まえ、1次読影で「精密検査不要」と判定された者について、最終的な石綿読影の結果を通知するとともに、2次読影で「要精密検査」と判定された者については、速やかに精密検査を受診するよう勧奨する。ただし、その際、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明すること。

(5) 精密検査

参加自治体は、上記（4）（ア）または（イ）において所見が見られ、「要精密検査」と判定された者のうち、「要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）」と判定された者が精密検査を受診した場合は医療機関から精密検査の診断結果を取り寄せる。その際、精密検査として胸部CT検査を実施した場合は、胸部CT検査画像についても取り寄せる。取り寄せた診断結果及び胸部CT検査画像は、事務局へ送付するとともに読影委員会や1次読影実施医療機関等へフィードバックし共有することで、翌年以降の読影調査の活用に努めることとする。

また、参加自治体は、精密検査において石綿関連疾患（疑い含む）と診断された者に対して、必要に応じて石綿健康被害救済制度や労災保険制度等について案内を行う。

なお、参加自治体は、精密検査の診断結果の取り寄せを行った場合は、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に掲げる費用について、読影調査の委託費で負担することができる。ただし、参加自治体は、上記自己負担分の費用を支払った際には、支払

った内容について独立行政法人環境再生保全機構と情報共有を行う。

6. 読影講習会

事務局は、石綿読影精度の向上のために、読影講習会を実施し、参加自治体は、1次読影を行う医師を読影講習会に参加させることができる。なお、1次読影を行う医師が本講習会に参加した場合の旅費については、読影調査の委託費で負担することができる。

7. 報告

参加自治体は、読影調査の実施状況について、毎年度末までに事務局指定の様式に基づき報告する。

事務局は、参加自治体からの報告について取りまとめて公表するとともに、石綿関連疾患が発見できる体制の整備や自治体の石綿読影の精度向上に向けた取り組みについて検討を行う。

精密検査にかかる費用負担について

石綿関連疾患を念頭に置いた読影調査での読影において所見が見られ、要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）と判定された者が、精密検査（保険診療による検査）を受診した場合、精密検査の診断結果について提供頂けた場合に限り下記費用について、読影調査の委託費で負担することができる。

1. 精密検査費用のうち、下記診療報酬項目の自己負担分（該当した項目に限る）

(1) 初・再診料

ア. 初診料【A000 注1～3及び注10】

イ. 再診料【A001 注1～3】

ウ. 外来診療料【A002 注1～3】

(2) 医学管理等

ア. 診療情報提供(1)【B009 注2】

(3) 画像診断

ア. コンピューター断層撮影（CT撮影）【E200】

① 64列以上のマルチスライス型の機器による場合

1) 共同利用施設において行われる場合

2) その他の場合

② 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合

③ 4列以上16列未満マルチスライス型の機器による場合

④ ①、②又は③以外の場合

イ. コンピューター断層診断【E203】

ウ. 画像診断管理加算1【画像診断 通則4】

エ. 画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3【画像診断 通則5】

オ. 電子画像管理加算【コンピューター断層撮影診断料 通則3】

2. その他

(1) 精密検査の診断結果取り寄せにかかる費用（郵送料やコピー代、CD-R等の消耗品代等）

(2) 上記1.において自己負担分の計算が困難な場合等、環境省と協議した結果、委託費の範囲内と認められた費用

